

平成29年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年10月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は33名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽 (欠席)
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋 (欠席)
13 番 矢野 忠徳 (欠席)	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴 (欠席)
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・ 議案第 5 号 空き家に付属した農地の指定について
- ・ 議案第 6 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・ 議案第 7 号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、13番矢野委員、25番石井委員、31番森委員、36番才田委員より欠席の届出がありました。
ただ今の出席委員は33名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に19番橋本委員、20番羽野委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計28件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、6頁、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (寺岡) 6頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、28番宮本委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 28番 (宮本委員) 36番才田委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 36番才田委員は欠席ですが了承は得ているそうです。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。よろしくお願いします。
- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の2番松尾委員、どなたか推薦をお願いします。
- 2番 (松尾委員) 24番原田委員、32番和佐野委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 24番原田委員よろしいですか。
- 24番 (原田委員) はい、承知しました。
- 議 長 32番和佐野委員よろしいですか。
- 32番 (和佐野委員) はい、承知しました。
- 議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願いします。
- 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する

必要がありますが、担当委員の２番松尾委員、どなたか推薦をお願いします。

議 長 （松尾委員）２４番原田委員、３２番和佐野委員にお願いしたいと思います。

議 長 ２４番原田委員よろしいですか。

議 長 （原田委員）はい、承知しました。

議 長 ３２番和佐野委員よろしいですか。

議 長 （和佐野委員）はい、承知しました。

それでは、審議番号３番のあっせん委員に２番松尾委員、２４番原田委員、３２番和佐野委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号４番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号４番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の３２番和佐野委員、どなたか推薦をお願いします。

議 長 （和佐野委員）２４番原田委員、２番松尾委員にお願いしたいと思います。

議 長 ２４番原田委員よろしいですか。

議 長 （原田委員）はい、承知しました。

議 長 ２番松尾委員よろしいですか。

議 長 （松尾委員）はい、承知しました。

それでは、審議番号４番のあっせん委員に２番松尾委員、２４番原田委員、３２番和佐野委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号５番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号５番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員は３１番森委員ですが欠席ですので２０番羽野委員、どなたか推薦をお願いします。

議 長 （羽野委員）３１番森委員にお願いしたいと思います。

議 長 森委員は欠席ですが承諾は得ているという事です。

議 長 それでは、審議番号５番のあっせん委員に２０番羽野委員、３１番森委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号６番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号６番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の２２番田子森委員、どなたか推薦をお願いします。

議 長 （田子森委員）３１番森委員にお願いしたいと思います。

議 長 森委員は欠席ですが承諾は得ているという事です。

議 長 それでは、審議番号６番のあっせん委員に２２番田子森委員、３１番森委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号７番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号７番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号７番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の２２番田子森委員、どなたか推薦をお願いします。

議 長 （田子森委員）２番松尾委員にお願いしたいと思います。

議 長 ２番松尾委員よろしいですか。

2 番 (松尾委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に2番松尾委員、22番田子森委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

(寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の7番井上委員、どなたか推薦をお願いします。

7 番 (井上委員) 10番釜堀委員、22番田子森委員にお願いしたいと思います。

議 長 10番釜堀委員よろしいですか。

10 番 (釜堀委員) はい、承知しました。

議 長 22番田子森委員よろしいですか。

22 番 (田子森委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀委員、22番田子森委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

(松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。11頁まで8件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

29 番 (井手委員) 審議番号1番について説明します。双方で話をされて売買での申請です。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33 番 (徳田委員) 審議番号2番の説明をいたします。所有者の経営縮小に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12 番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。所有者の労力不足に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番ですが、24番原田委員が関係いたしますので審議が終わるまで原田委員には、退室をお願いいたします。(24番委員、退室後。)
それでは、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2 番 (松尾委員) 審議番号4番について説明します。所有者の経営縮小に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。審議が終わりましたので、24番原田委員の入室をお願いします。(24番委員 入室後。)
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) 審議番号5番について説明します。内容については、名義人の回復登記によるもので、譲受人の名義へ回復登記を贈与にて行うもので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます32番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) 審議番号6番の説明をいたします。譲受人の経営拡大によるもので双方にて話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番を許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます10番釜堀委員。

1 0 番 (釜堀委員) 審議番号7番の説明をいたします。祖父からの遺贈によるもので、譲受人はお孫さんです。譲渡し人が死亡されたことにより、遺言執行者から遺言の執行によるもので本来、財産等を相続する場合、農地法の許可は必要ありませんが、今回のように相続を指定した場合、農地であれば許可が必要となります。遺贈での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番を許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます18番樋口委員。

1 8 番 (樋口委員) 審議番号8番の説明をいたします。申請人はいとこ同士であり譲受人の経営拡大によるもので双方にて話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番を許可いたします。

1 9 番 次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます 1 9 番橋本委員。
（橋本委員）審議番号 9 番の説明をいたします。譲渡し人の高齢による労力不足で譲受人との双方にて話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番を許可いたします。

事務局 ここで、審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
（松尾）議案第 3 号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。（ビデオ放映）

議 長 1 2 頁をお願いします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）1 2 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。8 件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
次に、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。2 9 番井手委員。

2 9 番 （井手委員）審議番号 1 番について説明します。申請目的は、隣接する老人ホームの従業員・来客用駐車場が不足しているため、駐車場を拡張整備するものです。農用地区域外、第 2 種農地。その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

2 7 番 次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。2 7 穴見山委員。
（穴見委員）審議番号 2 番について説明します。転用目的は貸露天駐車場です。月極駐車場経営による賃料収入を得るため、貸露天駐車場を整備するものです。農用地区域外、第 2 種農地。その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。

5 番 次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。
（後藤委員）審議番号 3 番について説明します。転用の目的は、宅地分譲です。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。雨水は道路の既存側溝へ排水します。都市計画用途地域内、第 3 種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
	次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
5 番	(後藤委員) 審議番号4番について説明します。申請は、資材置場への一時転用であり隣接地で行われる公共事業(下水道工事)の下請けに入ったが、資材置場がないため、期間限定で資材置場とするものです。農用地区域内、農用地区域内にある農地に該当します。雨水は既設水路へ流します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
	次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
8 番	(窪山委員) 審議番号5番について説明します。申請目的は、資材置場での一時転用で、隣接地で行われる宅地分譲用地の造成工事を請け負ったが、資材置場がないため、期間限定で資材置場とするものです。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
	次に、審議番号6番ですが、2番松尾委員が関係いたしますので審議が終わるまで松尾委員には、退室をお願いいたします。(2番委員、退室後。)
	それでは、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。24番原田委員。
24 番	(原田委員) 審議番号6番について説明します。転用目的は自己用住宅です。現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。雨水は既設水路へ流します。生活排水は合併浄化槽にて処理します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員	賛成の挙手。
議 長	賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。審議が終わりましたので、2番松尾委員の入室をお願いします。(2番委員 入室後。)
	次の、審議番号7番については申請取り下げが提出されています。
	次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
19 番	(橋本委員) 審議番号8番について説明します。転用目的は自己用住宅です。現在の家が市道拡幅で取り壊されるため、残る宅地と隣接の母の農地に自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理し、将来、下水道がくればそちらに接続するそうです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。
議 長	担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員	異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は承認といたします。
次の、審議番号 9 番については申請取り下げが提出されています。
次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。18 番樋口委員。

18 番 (樋口委員) 審議番号 10 番について説明します。転用目的は自己用住宅です。現居宅が豪雨災害により損壊したため、自己用住宅を建築するものです。雨水は既存側溝へ生活排水は合併浄化槽にて処理。農用地区域外、第 2 種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 10 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は承認といたします。
議 長 次に、15 頁、議案第 4 号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号 1 番についても続けてお願いします。

事務局 (寺岡) 15 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。14 番古川委員。

14 番 (古川委員) ありません。
議 長 21 番伊藤委員
21 番 (伊藤委員) ありません。
議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。次の、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11 番徳永委員。

11 番 (徳永委員) ありません。
議 長 16 番鶴川委員。
16 番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。次に、16 頁をお願いします。議案第 5 号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、写真とビデオにてご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地がございます。遊休地化している状況です。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。議案第 5 号については、空き家に付属した農地の指定についてでございます。質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

ここで、15時まで休憩いたします。

〈 休憩 14:48～15:00 〉

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
17頁、議案第6号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。
担当課 (金子係長) 農用地利用計画変更について除外5件(⑮から⑰までの5件)を審議番号順に説明。

議 長 担当課からの説明は終わりました。議案第6号について、質問や意見はありませんか。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) ⑮番は災害により被災した方の住宅用地とのことですが、4月の委員会では駐車場とのことでしたが申請者の〇〇さんは今回の災害で自宅の被災は受けていませんが住宅用地とは誰のですか。

担当課 (金子係長) 申請者の方は被災に遭われてませんが、新たに災害に遭われた方の住宅用地として相談がありましたので今回の変更申請となっております。
(「許可は、いつごろ降るのか」と発言する者あり。)
(「この分については公告期間45日ありまして、目安として12月ぐらいに除外が終わると思います。その後、農業委員会に申請があると思います。」と発言する者あり。)

議 長 1番委員。

1番 (小林委員) これは、〇〇さんは申請を出して半年ほどかかっている。今から半年かかるといいますが、来年になる話ですね。今回の災害で被災を受けた方は現在、仮設住宅に住んでる方は2年間しかないのですよ、明日どこに住もうかという方が申請されているんですよ。このような非常に大きな災害の場合期間の短縮はどうにかならないか、あなたではなく上の方に相談してでも対応してはどうか。

議 長 農業振興課。

担当課 (金子係長) 変更は、農業振興課では年2回となっています。なるべく早くという事ですが、法律上45日間の縦覧公告期間がございまして、その期間について県にも短縮できないかと尋ねましたが、その期間についてはどうにもならないとの回答でした。時間としては5カ月から6カ月ほどかかるようになります。
(「通常は年2回かもしれない、しかし明日かどこに住もうかという人がいるときは、なんとかできないかという事を言っている。通常であればそれで良いが、災害により明日住む場所がない人がいる事をあなたたちも知って、県にいつてほしい。」と発言する者あり。)

議 長 農業振興課

担当課 (金子係長) 変更期間中は、変更ができないようになっていまして一度、変更するとその期間は変更ができなくなるので期間がかかります。県の方へ要望としては申し上げていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。
(「一つお尋ねしますが、1ヶ月後に出たらまたするの。」と発言する者あり。)

担当課 （金子係長）今回で1回目は締め切っていますので、2回目の受付をしている所です。その分の終わるのは5月頃の予定です。

（「それでは、間に合わない。」と発言する者あり。）

（「その振興整備審議会はいつあるのですか。」と発言する者あり。）

（「今回、審議会を予定しているのは、10月か11月に今回の分を予定しておりまして7月の分を災害の関係で11月に予定しています。」と発言する者あり。）

議長 他にございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議がないようですので、議案第6号について、事務局から説明がありましたように意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第6号は説明のとおり意見を付すことといたします。

ここで、追加議案の上程を行います。内容については、「非農地判断について」です。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局 （局長）非農地の承認についてであります。提案理由は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領の規定により、農地利用状況調査において、B分類と判断された農地について、農地に該当するか否かの判断等について、農林水産省経営局長通知である農地法の運用に基づき、非農地とすることについて、本会の承認を求めるものでありますので今回の上程となっております。なお、本会の審議の結果、非農地に該当すると承認した場合には、その所有者に対し、非農地通知書を送付するものであります。以上が上程理由となっております。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。追加議案が上程されましたので、会議規則第9条に基づき、議案の追加について承認の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案の追加を認めます。

それでは、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （局長）それでは説明いたします。農地法第30条第1項において荒廃農地の区分をB分類「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」と判断した下記の農地について、28経営第509号制定の「農地法の運用について」第4条第1項に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨判断をするため審議を求めるものです。内容につきましては、効率的かつ効果的な調査の実施を図る観点から、農地利用状況調査によりB分類となり森林・原野化された農地について、非農地相当との判断に至りました。申請箇所については、森林の様相を呈しているなど、または農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、またその土地条件及びその土地の周辺状況からみて、農地に復元しても継続して利用することが困難であることを確認しました。その後、周辺の農地利用に支障がないか検討した結果、今回の非農地判断をお願いするものであります。ただしB分類の判定を受けたものが全て非農地になるかということ、土地改良事業や国県の補助を受けているもの農振農用地等は難しいものです。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。1番。

1番 （小林委員）今回の災害により、今後、非農地判定は多くなると思いますが非農地後の地目は何になりますか。

議長 事務局。

事務局 （局長）地目の認定については、農業委員会での判定はございません。あくまでも非農地の通知です。地目については登記官が現地を確認して判断されるものです。

（「だいたいどういう地目になるかわからないですか。」と発言する者あり。）

（「農地以外の地目であれば、山林、雑種地、原野等があります。」と発言する者あり。）

議長 他にございませんか。

全委員 なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15 : 35)